

# 令和8年度長浜市予防接種予診票データ入力委託業務仕様書

本仕様書は、長浜市の健康管理システムの予防接種予診票データ入力に関する仕様書である。

## 第1章 基本的事項

### 1 委託業務名及び委託期間

令和8年度長浜市予防接種予診票データ入力委託業務

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 委託業務の範囲

- (1) 予防接種予診票データ入力（第2章）
- (2) 予防接種予診票の引渡し及び成果物の納品（第3章）
- (3) 契約形態及び請求・支払（第4章）
- (4) 情報資産の取扱（第5章）

### 3 納入場所

長浜市健康福祉部健康推進課

（長浜市小堀町32番地3 ながはまウェルセンター1階）

## 第2章 予防接種予診票データ入力

### 1 基本事項

予防接種法に基づく予防接種の予診票（以下「予診票」という。）のデータ入力を、別紙1 予防接種データ入力仕様書（以下「データ仕様書」という。）に基づき入力し、光ディスクで納入すること。詳細な入力コード一覧については入札結果確定後、落札業者に別途渡すこととする。

### 2 予診票の種類及び年間入力見込件数

#### (1) 種類

- ① BCG      ②Hib (ヒブ)      ③小児の肺炎球菌      ④B型肝炎      ⑤ロタウイルス
- ⑥2種混合      ⑦3種混合      ⑧5種混合      ⑨M R 混合      ⑩麻疹
- ⑪風疹      ⑫ポリオ      ⑬水痘      ⑭日本脳炎
- ⑮ H P V (子宮頸がん)      ⑯RSウイルス
- ⑰高齢者の肺炎球菌      ⑱高齢者の帯状疱疹      ⑲高齢者のインフルエンザ
- ⑳高齢者の新型コロナ

#### (2) 入力件数見込み

4月引渡し分	2, 200件	10月引渡し分	2, 300件
5月引渡し分	1, 700件	11月引渡し分	10, 000件
6月引渡し分	1, 800件	12月引渡し分	12, 500件
7月引渡し分	2, 200件	1月引渡し分	6, 000件
8月引渡し分	2, 200件	2月引渡し分	2, 200件
9月引渡し分	2, 200件	3月引渡し分	2, 200件
		年間合計	47, 500件

### 3 データ入力業務スケジュール

受託者は別紙2 予防接種予診票年間計画表（以下「計画表」という。）に従って

データ入力業務を行うこと。

なお、計画表を変更する場合は、市と受託者双方の協議の上決定する。

### 第3章 予防接種予診票の引渡し及び成果物の納品

#### 1 予診票の引渡し方法

予診票の引渡しは計画表に基づき、受託業者が直接訪問を行い健康推進課事務室で引渡しを行う。

引渡し時間は、計画表で示した日時の9時00分から16時45分の間に行う。

#### 2 引渡し物

予診票原本（紙）

#### 3 成果品の納品方法

受託者は、計画表に基づき成果品を納品すること。

納品時間は、計画表で示した日時の9時00分から16時45分の間に行う。

成果品は光ディスクとし、データ仕様書に基づいた内容を記録して健康推進課に持参する。光ディスクは受託者にて用意する。

また、光ディスク提出時と同時に予診票原本を返却する。

### 第4章 契約形態及び支払

#### 1 契約形態

（1）契約形態は予診票1枚あたりの入力数による単価契約とする。

（2）業務に必要な経費については、上記（1）に含むこととする。

#### 2 請求・支払

受託者は月ごとの納品数を集計し、納品数に単価を乗じた金額を請求する。

市は適正な請求書を收受した日から30日以内に指定口座に振込を行う。

### 第5章 情報資産の取扱

#### 1 基本事項

入力業務を行うにあたり、個人情報（長浜市死者の情報の取扱いに関する条例（令和5年長浜市条例第25号）第2条第2号に規定する死者情報を含む。）を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、長浜市死者の情報の取扱いに関する条例を遵守するものとする。

#### 特記事項

この仕様書に定めがない事象が発生した場合は、その都度市と受託者で協議を行う。